

明治期から太平洋戦争にかけての戦争の記憶を次世代に引き継ぐこと、県教育委員会は9月から、県内に残る砲台跡や飛行場跡などの戦争遺跡（戦跡）について、場所や保存状況など基礎的なデータを集める現地調査を始める。文化財指定などに向けた予備調査に当たり、新たに設置する専門委員会の助言などを踏まえ、歴史的価値の高い戦跡の保存に乗り出す。

戦跡保存へ現地調査

県教委 明治—昭和の250件把握

調査対象は、明治元年の1868年から太平洋戦争終結の1945年までに造られた戦跡。県文化財保護課は、県内の戦跡として北九州市門司区の「門司砲台跡」や久留米市の旧陸軍墓地内の「宮城遙拝台」など、太平洋戦争期の戦跡を中心に約250件を把握しているという。

同課はこれらを中心に、砲台跡や軍用機の格納庫跡、防空壕、空襲や機銃掃射の弾痕、軍用道路、慰霊碑など幅広く調査する予定で、市町村にも調査が必要な戦跡を照会するとおり、最終的な調査対象数は増えるとみられる。

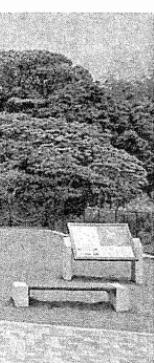
県内の戦跡のうち、文化財として指定されているのは、行橋市指定の軍用機の格納庫跡「稻草1号掩体壕」のみ。他は未指定で、適切な保存がされていない可能性が高く、破損や経年劣化の懸念がある。同課は、こ

れまで戦跡の保護が進まなかつた背景として「歴史的評価や文化財としての価値が定まらないことに加え、負の遺産を保存することに住民の理解を得られるか分からずためらう面もある」と分析している。

近代史や考古学、軍事史の学識者による「県戦争遺跡調査指導委員会」は9月末に設置。調査方針や日程を決め、文化財としての評価を助言する。現地調査や文献調査は九州歴史資料館の学芸員が担い、2019年度に報告書をまとめ、県の文化財として指定したり、市町村に指定を促したりする。

県文化財保護課の吉田東明企画係長は「各地域でなじみのある戦跡でも適切に保存されている例は少ないと考えられる。戦跡の価値を明確にして、平和を考えるきっかけとして残したい」と話す。（大坪拓也）

専門委嘱助言受け 19年度に報告書



上 行橋市文化財に指定されている軍用機の格納庫跡
「稻草1号掩体壕」（行橋市提供）

下 久留米市の旧陸軍墓地内に残る「宮城遙拝台」（久留米市提供）